

## 電子契約説明会の質問及び回答一覧

### 1 クラウドサインのシステムについて

NO.	質問	回答
1-1	契約書のPDFデータは印刷できますか。また印刷した契約書には、契約締結が完了した情報などは記載されていますか。	印刷は可能ですが、電子署名・タイムスタンプは印刷されませんので、契約有効であることがわかる形での印刷はできません。
1-2	契約書の原本はPDFデータですか。またはクラウド上に保存されたデータですか。	メールに添付されたPDF、およびクラウド上に保存されたデータをPDFに出力したものが原本になります。 またクラウド上に保存されるためにはクラウドサインの利用が必要となりますのでご注意ください。 クラウドサイン フリープランのご登録 >> <a href="https://www.cloudsign.jp/signup/">https://www.cloudsign.jp/signup/</a>
1-3	締結後の契約書はクラウド上で保管されますか。またはPDFデータで各自で保存が必要になりますか。	クラウドサインをご利用いただいた場合、クラウド上に保存されます。クラウドサインをご利用いただかない場合、メールに添付されたPDFデータを保存ください。 クラウドサイン フリープランのご登録 >> <a href="https://www.cloudsign.jp/signup/">https://www.cloudsign.jp/signup/</a>
1-4	クラウド上で保管する場合、パスワードが必要になりますか。	クラウドサインをご利用いただいた場合、クラウドサイン上に保存されたものはメールアドレスとパスワードを使ってログインすることで閲覧可能となります。 クラウドサイン フリープランのご登録 >> <a href="https://www.cloudsign.jp/signup/">https://www.cloudsign.jp/signup/</a>

## 2 電子契約の対象について

NO.	質問	回答
2-1	電子契約の対象案件については、紙で契約することができなくなりますか。	これまでどおり紙での契約を選択することも可能です。
2-2	今後すべての案件が電子契約の対象となる予定はありますか。	電子契約の対象案件の拡充については今後検討してまいります。
2-3	市の関係団体の契約締結についても、今後電子契約に移行する予定はありますか。	今回の電子契約の導入については、本市が契約を締結する案件を対象としておりますので、関係団体の契約についても電子契約に移行するものではありません。

## 3 利用申出書について

### (1) 提出方法について

NO.	質問	回答
3-1-1	電子契約利用申出書は、入札案件ごとに提出が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。案件ごとに担当者やメールアドレスを変えられることもできます。
3-1-2	落札していなくても電子契約利用申出書は提出する必要がありますか。	お見込みのとおりです。電子契約利用申出書は入札する際に提出をお願いしております。
3-1-3	電子契約利用申出書をメールで送る場合の送付先アドレスを教えてください。	電子契約利用申出書の提出方法がメールで指定されている案件については、こちらのアドレスに送付してください。 keiyaku-01@city.toyama.lg.jp

(2) 承認者について

NO.	質問	回答
3-2-1	電子契約利用申出書の契約担当者（第1承認者）と契約締結権限者（第2承認者）が兼務する場合の記入の仕方を教えてください。	契約締結権者が担当者も兼務する場合、第2承認者各欄に「同上」と記載してください。
3-2-2	契約締結権限者が権限移譲することはできますか。	契約締結権者とは、該当の案件の契約締結権を有する者であり、本市の入札参加資格業者名簿に代表者として記載のある者です。該当の案件に限って代表者から契約の締結に関する権限の委任を受けた場合は、別途委任状が必要です。契約担当課に提出してください。
3-2-3	契約締結権限者が複数いる場合の記入の仕方を教えてください。	契約締結権者は、該当の案件の契約締結権を有する者であり、本市の入札参加資格業者名簿に代表者として記載のある者ですので、代表者の方1名のみ記入してください。
3-2-4	契約締結権限者のメールアドレスを代表者個人のメールアドレスではなく関係部署の担当者との共有メールアドレスにしてもよろしいでしょうか。	個人のメールアドレス、共有のメールアドレスどちらでも可能です。

#### 4 変更契約について

NO.	質問	回答
4-1	契約後に契約書の内容に誤りがあった場合は変更することができますか。	一度締結した契約を修正・解除することはできません。誤りを訂正する場合は、訂正の覚書を締結する必要があります。
4-2	変更契約書を締結する場合の留意点などを教えてください。	契約変更についても当初の契約と同じように電子契約で行います。
4-3	契約締結時の許可証について、その後許可証の更新があった場合、電子契約ではどのように変更すればいいですか。	許可証の更新により契約変更が必要な場合は、電子契約で変更契約を締結します。

#### 5 電子契約に係るその他の質問

NO.	質問	回答
5-1	電子契約利用申出書などのやり取りは全てメールで行いますか。	電子入札システムで行う一部の建設工事及び建設コンサルタントの案件については、入札書とあわせて電子入札システムで電子契約利用申出書を提出します。それ以外についてはメールで行います。
5-2	メールで電子契約利用申出書などを送付する際、どのようななりすまし対策をしていますか。	メールをお送りする際、確認のため本市の入札参加資格登録のある電話番号に連絡する予定です。

## 6 建設工事及び建設コンサルタントに係る契約について

### (1) 利用申出書について

NO.	質問	回答
6-1	電子入札システムで入札書を提出する際に電子契約利用申出書を提出しなかった場合、落札決定後に電子契約を選択することができますか。	原則、入札書提出時に「電子契約利用申出書」を提出されなかった場合は、電子契約をすることができません。 なお、やむを得ない事情がある場合は、契約担当課へご相談ください。

### (2) 落札後の提出書類について

NO.	質問	回答
6-2-1	契約締結に必要な「契約保証書」や「前払金申請書、請求書、前払金保証書」、「配置技術者届」等の提出書類について、電子契約を希望する場合は、いつ・どのように提出すればよいでしょうか。	電子契約の締結に必要な書類やその他必要書類の提出時期及び提出方法については、富山市ホームページに掲載しております「【工事・コンサル】電子契約フロー（事業者向け）R5_10_20更新」をご確認いただきますようお願いいたします。
6-2-2	契約保証を金融機関に依頼する際、従来は保証内容がわかる書類として、案件名や工期の終期が記載されている「契約締結前の契約書」を金融機関に提出し契約保証を取得していたが、電子契約の場合、当該契約書に相当する書類を発行することは可能ですか？	電子契約用の契約書を発行いたしますので、必要な場合は契約担当課へご連絡ください。

### (3) その他の質問

NO.	質問	回答
6-3	経営事項審査申請書提出時に、工事経歴書に記載した工事の契約書を、数件提示する必要がありますが、富山市の電子契約システム（クラウドサイン）の電子契約書は、当該審査時に提出する契約書として有効なものでしょうか。	経営事項審査申請につきましては、県や国が行っているため、本市の電子契約書が、経営事項審査申請時の添付書類として有効なものかどうかはわかりかねますので、経営事項審査申請書を提出される県等の担当所属へご確認くださいませよう願いたします。

# 【工事・コンサル】電子契約フロー(事業者向け)

R5\_10\_20更新

公告日	案件情報内容 確認	「入札公告」や「設計図書」等を確認
	<b>提出1</b> 「電子契約利用申出書」提出	「電子契約利用申出書」を記入し、入札書提出時に「入札価格の積算内訳書」等と併せて、電子入札システムで提出 <b>【電子契約利用申出書ダウンロード場所】</b> 電子入札システム「入札情報サービス」→「共通→様式ダウンロード」→「入札関係様式→その他」
入札期間	「落札決定通知書到着のお知らせ」メール 受信	電子入札システムに登録されているメールアドレスに、電子入札システムから「落札決定通知書到着のお知らせ」メールが届く
	落札決定通知 確認	電子入札システムにログインし、「落札決定通知」(画面上)を確認
落札決定日	「電子契約に係る書類の提出について」メール 受信	「電子契約利用申出書」の「【第1承認者】メールアドレス」に、契約担当課から「電子契約に係る書類の提出について」メールが届く <b>【通知内容】</b> ① 契約保証の有無 ② 契約予定日 ③ 契約締結に必要な書類の提出期限 ④ 監督員または調査職員選任通知(メールに添付) <b>【契約締結に必要な提出書類】</b> (該当するもののみ提出を依頼する) ① 契約保証書 ② 工事の始末期通知書(余裕期間制度対象工事のみ) ③ その他契約書に綴じ込む書類 等
	電子契約の締結について 契約担当課から着電	電子契約の締結にあたり、契約担当課から事前確認の電話が入る
落札決定後	<b>提出2</b> 電子契約の締結に必要な書類 提出	① 電子契約の締結に必要な書類を準備する <b>【電子契約の締結に必要な書類ダウンロード場所】</b> 電子入札システム「入札情報サービス」→「共通→様式ダウンロード」→「契約関係様式→建設工事」 ② 「契約保証あり」の場合は、契約保証書を取得(または現金納付) ③ 「①」と「②」をメール、FAX、持参のいずれかで契約担当課へ提出
	電子契約の「確認依頼」メール 受信	「電子契約利用申出書」の「【第1承認者】メールアドレス」に、クラウドサインから電子契約書の「確認依頼」メールが届く
電子契約システム承認事務	電子契約内容確認・承認	メールに記載されたリンク( <b>書類を確認する</b> ボタン)をクリックし、必要な内容の入力・確認及び承認をする
	電子契約の「確認依頼」メール 受信	「電子契約利用申出書」の「【第2承認者】メールアドレス」に、クラウドサインから電子契約書の「確認依頼」メールが届く
	電子契約内容確認・承認	メールに記載されたリンク( <b>書類を確認する</b> ボタン)をクリックし、必要な内容の入力・確認及び承認をする
	電子契約の「合意締結完了」メール 受信	【第1承認者】及び【第2承認者】のメールアドレスに「合意締結の完了」メールが届く
電子契約締結後	締結済み「電子契約書」等取得	「電子契約書」と「電子契約締結証明書」を保存する ① 電子契約書 メールに添付されている ② 電子契約締結証明書 メール文にあるリンク先から取得
	「その他必要な書類の提出について」メール 受信	「電子契約利用申出書」の「【第1承認者】メールアドレス」に、契約担当課から「その他必要な書類の提出について」メールが届く <b>【その他必要な提出書類】</b> (該当するもののみ提出を依頼する) ① 配置技術者届 ② 前払金申請書類(申請書、請求書、保証書) ③ 取引金融機関届(共同企業体のみ) 等
	<b>提出3</b> その他必要な書類 提出	該当する「その他必要な提出書類」を記入し、メール又は持参で契約担当課へ提出 <b>【その他必要な提出書類ダウンロード場所】</b> 電子入札システム「入札情報サービス」→「共通→様式ダウンロード」→「契約関係様式→建設工事」